

A 2 - 4 0

5 年 保 存 (常)
(令和13年12月31日まで)

F N . A 2 - 6 - 0

鹿 総 第 3 0 1 3 号

令 和 8 年 2 月 1 9 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担 当	犯 罪 被 害 者 等 給 付 金	TEL	■
-----	-------------------	-----	---

「犯罪被害者等給付金裁定等の事務取扱いに関する訓令」の運用解釈について（通達）

「犯罪被害者等給付金裁定等の事務取扱いに関する訓令」（平成10年鹿児島県警察本部訓令第22号。以下「訓令」という。）の運用解釈等については、「犯罪被害者等給付金裁定等の事務取扱いに関する訓令の運用解釈について（通達）」（令和6年10月1日付け鹿総第233号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、このたび、裁定のために必要な調査事項等を見直し、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

本通達は令和8年2月19日から施行し、同年1月19日から適用する。

なお、旧通達は令和8年2月18日限りで廃止する。

記

1 申請の受付（訓令第3条関係）

(1) 相談等を受けた場合の取扱い

住民から裁定等に関して相談、問合せ等があった場合は、その内容を十分聴取した上で、次のとおり取り扱うこと。

ア 相談等の内容が、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条及び第3条に規定する犯罪被害者等給付金の支給の要件を具備するときは、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則」（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第16条に規定する「遺族給付金の支給に係る裁定の申請」、第17条に規定する「重傷病給付金の支給に係る裁定の申請」又は第18条に規定する「障害給付金の支給に係る裁定の申請」（以下「申請」という。）の手続を教示すること。

イ 警務部総務課（以下「総務課」という。）の長（以下「総務課長」という。）及び警察署長は、自所属員が申請に関する相談等を受けたときは、「犯罪被害者等給付金関係相談受付報告書」（別記第1号様式）を作成させるものとする。ただし、相談等をした者が、相談等と同時に申請手続をしたときは、この限りでない。

(2) 受付

申請の受付に当たっては、次のとおり行うこと。

ア 申請が代理人によって行われたものであるときは、委任状の原本を提出させ、代理人の住所及び氏名を申請書の申請者欄の下部に記入させること。

イ 申請書に必要な事項の記載漏れがないことを確認すること。

ウ 申請書に不備があった場合には、申請を受け付けた上で、申請者に対して十分な教示を

行い、相当な期間を定めて申請書の補正を求めることとし、その経過を報告書で明らかにしておくこと。

なお、重傷病給付金の申請に関しては、給付期間(3年)の末日前で、かつ、申請に係る負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前であっても仮給付ができることから、その旨の教示を行うこと。

エ 申請書の「受付」の欄に、受付年月日、受付番号及び申請書の提出を受けた警察署名を記入すること。この場合において、受付番号に関する事務は、総務課において一括処理するものとし、警察署において申請書を受け付けた場合には、警察署から総務課に受付番号を問い合わせること。

オ 警察署において受け付けた申請書は、直ちに総務課に送付すること。

(3) 損害賠償の届出が行われた場合の取扱い

訓令第3条第3項の規定による損害賠償を受けた旨の届出が申請者から口頭で行われた場合は、規則第19条に規定する届出事項を教示して「損害賠償受領届」(別記第2号様式)を作成させること。

(4) 事務処理上の留意事項

申請に関する事務処理に当たっては、次の事項について留意すること。

ア 申請者に対し、関係法令の規定、申請手続等について懇切な教示を行うことを旨とし、申請を受けた場合は、適正かつ迅速に処理するよう心掛けること。

イ 給付金が支給されると思われる事案であっても、申請者に無用の期待感を持たせないよう発言に注意すること。

ウ 総務課長及び警察署長は、事務担当者その他の警察職員が、申請者に対して十分な教示を行うことができるよう、指導、教養の徹底を図ること。

2 事実関係の調査(訓令第6条関係)

訓令第6条に規定する裁定のための調査等に関する事務の処理は、総務課で行うものとし、その要領については、次のとおりである。

(1) 調査事項及び調査方法の検討

申請事案についてその事実関係の概要を把握し、当該事案の裁定を行うために必要な調査事項及びその調査方法を検討すること。

(2) 法第13条第1項の調査等について

法第13条第1項の調査等は、次によるものとする。

ア 申請書その他の関係人に報告させる場合は、報告書を提出させ、又は供述書を作成するものとする。

イ 「文書その他の物件」を提出させるに当たって提出者の要求があるときは、預かり証を交付するなどの措置を行うものとする。

また、裁定が終了し、給付金支払いまでの事務手続が完了した場合には、速やかに、提出を受けた物件を提出者に返還しなければならない。

(3) 法第13条第2項の調査等について

法第13条第2項に規定する照会に当たっては、別紙「裁定のために必要な調査事項とその照会先」(以下「別紙」という。)を参考にして、当該事案における調査事項及び照会先を決定すること。

(4) 加害者等のへの調査の徹底

ア 申請者及び加害者はもとより、加害者が未成年、心神喪失等であり賠償責任能力がない場合の監督義務者や、加害者が暴力団構成員である場合の当該暴力団の代表者、加害者が死亡した場合の相続人等、当該犯罪被害につき損害賠償責任を負う者(以下「加害者等」という。)について調査を行うこと。

また、加害者等に対する調査を実効的に行うため、加害者等の親族、縁者、知人、職場関係者等の関係人を明らかにするとともに、必要があれば、関係人に対する調査も実施すること。

イ 加害者等に犯罪被害者等に対する損害賠償を行う資力・意思があるか等については、間接的な調査結果のみで判断することなく、市区町村、法務省矯正局又は出入国在留管理局への照会により、加害者等の居住地（刑事施設に収容中の場合はその施設）を明らかにし、加害者等からの対面又は書簡による聴取等適宜の方法により実施すること。

ウ 加害者等からの聴取等においては、犯罪被害者等に対する損害賠償を行う資力、意思等について具体的に把握することとし、資力については、法第8条第1項の該当性を判断する上で重要な考慮要素となる預貯金等の金融資産について把握すること。

また、預貯金等の金融資産と同様に考慮すべきその他の資産の所有がうかがわれる場合は、これを明らかにするよう努めること。

(5) 調査等の実施における留意点

ア 調査等は、裁定等を行うために必要な範囲に限られるものであり、調査権の濫用にわたることのないようにすること。

また、調査等を行うに当たっては、申請者その他関係人の心情を十分に理解し、その尊厳を傷つけることのないよう留意すること

イ 電話や口頭により補充的な調査等を行う場合であっても、調査年月日及び調査対象者を明らかにしてその内容を記録するなど文書による記録を残すよう心掛けること。

ウ 申請者が調査等に協力しない場合は、申請者に対して、申請が却下されるおそれがある旨を教示するなどして、申請者の協力を促すこと。

エ 申請事案の被害者又は第一順位遺族が、規則第5条第2号に規定する「集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと」の認定を行うに当たっては、関係部課と十分に協議すること。

オ 加害者等からの聴取等に当たっては、事前に犯罪捜査の権限のある機関等に対し、預貯金等の金融資産に関する資料について十分な調査を行い、具体的なやりとりが可能となるよう準備を行うこと。

加害者等から犯罪被害者等に対する損害賠償の意思を確認するに当たっては、犯罪により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であることを念頭に置きつつ、丁寧に聴取すること。

また、犯罪被害者等に対して犯罪被害者等給付金を支給したときは、国が、その額の限度において、支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得することとなり、その後、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）に基づき、国から請求されることとなる旨教示すること。

3 該当事案発生時における措置

警察署長は、管内において法に規定する「犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る事案」（以下「対象事案」という。）が発生したときは、次の措置を執ること。

(1) 報告

対象事案が発生したときは、「犯罪被害者等給付関係事案発生報告書」（別記第3号様式）により報告すること。

(2) 留意事項

犯罪被害者等から申請期限間際に申請があり得ることを念頭に、関係者について、別紙にある調査事項をできるだけ調査の上、記録化しておくこと。

なお、対象事案のうち、犯罪行為による重傷病に該当する要件は、1か月以上の治療を要し、かつ、3日以上入院を要する負傷又は疾病(当該疾病が精神疾患である場合にあつては、その症状の程度が給付期間内に3日以上労務に服することができない程度であったこと。)であり、また、犯罪行為による障害に該当するのは、負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害であることから、事案発生後、相当期間経過してから結果が確定することとなるので、その状況を把握し、報告漏れのないように留意すること。

別紙（2の3）関係）

裁定のために必要な調査事項とその照会先

照 会 先	調 査 事 項
<p>法第 13 条第 2 項の「犯罪捜査の権限のある機関」</p> <p>1 都道府県の警察本部</p> <p>2 警察署</p> <p>3 検察庁</p> <p>4 海上保安庁等</p>	<p>1 事件の特定に関する事項</p> <p>(1) 事件名</p> <p>(2) 罪名・罰条（認知時、逮捕時、起訴時、判決時の別）</p> <p>(3) 発生年月日時</p> <p>(4) 発生場所</p> <p>(5) 認知年月日</p> <p>(6) 認知の方法</p> <p>(7) 犯罪被害者の本籍、住所、職業、氏名、性別、生年月日</p> <p>(8) 加害者の本籍、住所、職業、氏名、性別、生年月日、前科・前歴</p> <p>2 加害者に関する事項</p> <p>(1) 犯行を行うに至った直接の原因・動機及び遠因となったもの</p> <p>(2) 犯行準備行為</p> <p>(3) 犯行直前の犯罪被害者等に対する言動</p> <p>(4) 犯罪被害者に対する攻撃手段、攻撃部位及び程度</p> <p>(5) 犯行中の犯罪被害者等に対する言動</p> <p>(6) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織への所属の有無（所属している場合は組織名、地位、組織員としての活動状況）</p> <p>(7) 資産状況及び損害賠償の意思の有無</p> <p>(8) 共犯者について(1)から(7)までにに関する事項</p> <p>3 犯罪被害者に関する事項</p> <p>(1) 被害を容認する行為</p> <p>(2) 犯罪行為の教唆・幫助行為</p> <p>(3) 暴行、脅迫、侮辱等の行為</p> <p>(4) 犯罪行為に関連する不正な行為</p> <p>(5) 犯罪被害を受けることとなった不注意、不適切な行為</p> <p>(6) 犯罪行為の報復として、加害者等に重大な害を加える行為</p> <p>(7) 加害者及びその近親者との関係（親族関係、同居、交遊、同一職場における勤務等）</p> <p>(8) 2－(6)の事項</p>

	<p>(9) 前記組織に所属していたことと犯罪被害との関係</p> <p>4 遺族に関する事項</p> <p>(1) 加害者及びその近親者との関係（親族関係、同居、交遊、同一職場における勤務等）</p> <p>(2) (1)の関係があった場合は、それと犯罪被害者が被害を受けたこととの関係</p> <p>(3) 犯罪被害者が犯罪被害を受けたことに対する報復として加害者等に重大な害を加える行為</p> <p>(4) 加害者が不明の場合は、遺族が当該犯罪行為に関与した可能性の有無</p> <p>5 その他必要な事項</p>
<p>法第 13 条第 2 項の「その他の公務所」</p> <p>1 市（特別区を含む）町村</p> <p>2 税務署</p> <p>3 労働基準監督署</p> <p>4 都道府県の公務災害担当部署</p> <p>5 法務省矯正局</p> <p>6 出入国在留管理局等</p>	<p>1 申請者その他の関係人の身分関係を明らかにするための戸籍事項</p> <p>2 犯罪被害者、加害者等の収入を明らかにするための納税状況</p> <p>3 他の公的給付の支給の有無、支給額等</p> <p>4 加害者等の収監状況、出入国記録</p>
<p>法第 13 条第 2 項の「公私の団体」</p> <p>1 公私立の病院、医院等</p> <p>2 保険者</p> <p>3 金融機関等</p>	<p>1 犯罪被害者の負傷又は疾病に関する状況（加療期間、入院日数、負傷又は疾病の状態）</p> <p>2 犯罪被害者が自己負担した医療費の額</p> <p>3 犯罪被害者に対する保険給付の額</p> <p>4 犯罪被害者の障害の程度を明らかにするための診療状況</p> <p>5 加害者等の預貯金等の金融資産の額</p>

別記

第1号様式(1の(1)のイ関係)

犯罪被害者等給付関係相談受付報告書

決 裁	署長	副署長 (次長)	課長	代理	主任等	年 月 日
	課長	理事官	補佐	係長		
殿						
報告者 所 属 職、氏名						
本職は、犯罪被害者等給付に関し、次のとおり相談を受けて処理したので報告する。						
相談等の日時						
相談等の場所						
相談者		住所 職業 氏名 生年月日				
相談等の内容		----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----				
処理結果		----- ----- ----- -----				
その他の事項		----- -----				

損 害 賠 償 受 領 届

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

届出人
氏 名

年 月 日発生した犯罪行為による被害者 に対する
損害賠償として、下記金額を受領しましたので、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者の支援に関する法律施行規則（昭和 55 年国家公安委員会規則第 6 号）第 19 条の規定により届け出ます。

記

1 損害賠償を受けた者

住 所
被害者との関係
氏 名

2 損害賠償をした者

住 所
加害者との関係
氏 名

3 損害賠償を受けた年月日 年 月 日

4 受領した損害賠償及びその内訳(示談書、領収書等資料添付)

(1) 受領した損害賠償の総額

(2) 損害賠償の内訳

治 療 費
入 院 費
葬 祭 費
慰 謝 料
見 舞 金

5 その他参考事項

